

児童手当認定請求書の提出について

児童手当について、令和 6 年 10 月分から所得制限が撤廃され、高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末）までの児童が支給対象となります。

制度改正に伴い、新たに受給資格が生じる場合は認定請求書の提出が必要です。

申請は生計中心者（児童の父母等のうちいずれか生計を維持する程度の高い方）の住所地の市区町村窓口で行ってください。ただし、生計中心者が公務員の場合は、勤務先での申請となりますので、詳しくは勤務先の児童手当担当部署にお問合せください。

提出するもの（3は該当する方のみ必要です。）

- 1 児童手当 認定請求書
- 2 請求者の振込先口座が分かるもの（通帳又はキャッシュカード）の写し
- 3 別居監護申立て（住民票上、請求者と児童（18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子を除く）が別居の場合）
- 4 請求者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）の写し

★提出期限：令和6年9月30日（月）

郵送または本庁子育て応援課、各支所町民課窓口へ直接提出してください。

郵送先：〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 1701 番地

神石高原町役場 子育て応援課 児童係宛

※同封の記入例を参考に御記入ください。

※提出期限を過ぎても受付できますが、令和 7 年 3 月 31 日まで（必着）に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和 6 年 10 月分から遡って支給します。令和 7 年 4 月 1 日以降に申請があった場合は申請月の翌月分からの支給となります。

※令和 6 年 10 月分からの審査となります。10 月上旬以降、認定通知書を送付予定です。

※請求者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、学費や生活費等を負担している 18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子について、その子を算定対象とする場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。確認書は神石高原町ホームページからダウンロードするか本庁子育て応援課、各支所町民課窓口へ取りにお越しください。確認書の送付を希望される方は子育て応援課まで御連絡ください。

なお、進学先が短大・専門学校である等、22 歳年度末より前に卒業予定年月が到来する算定対象の子がいる受給者へ、子の卒業予定年月の到来前に、引き続き算定対象とする場合は再度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出するよう通知書を送付予定です。

◆注意事項◆

- ・高校生年代までの児童が支給対象児童になることに伴い、父母等が神石高原町で児童手当を受給していない高校生年代の児童（同一世帯に複数人いる場合は年長者）へ認定請求書をお送りしていますが、生計中心者（児童の父母等のうちいずれか生計を維持する程度の高い方）で申請してください。
- ・認定請求書には 22 歳年度末までの子（学費や生活費等の負担がない場合を除く）について記入してください。18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子がいる場合（認定請求書の児童の兄弟等へ記入がある場合）は認定請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
- ・配偶者、児童又は児童の兄弟等の住所が町外の場合は必ず個人番号（マイナンバー）を記入してくださ

い。

- ・請求者又は配偶者の 令和 6 年 1 月 1 日の住所が町外の場合や、児童又は児童の兄弟等の住所が町外の場合、マイナンバー制度による情報連携により、所得及び住民登録の確認をします。情報連携に同意されない場合は子育て応援課まで御連絡ください。

制度改正内容

◆所得制限が撤廃になります◆

令和 6 年 10 月分から所得制限が撤廃され、生計中心者の所得が限度額を超過していることにより児童手当を受給していない人についても、申請により手当の対象となります。

◆支給対象児童が高校生年代まで延長になります◆

現行では中学生までの児童を支給対象としているところ、令和 6 年 10 月分から、高校生年代までの児童が支給対象となります。

◆支給金額が変更になります◆

多子加算の拡充により、0 歳から高校生年代までの第 3 子以降について手当月額が 30,000 円となり、22 歳年度末までの子が算定対象となります。

18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子については、進学・就職等の状況にかかわらず、受給者（その親等）が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしており、その子の学費や生活費等の負担がある場合は算定対象となります。具体的には、受給者が同居の子の学費・家賃や食費等の少なくとも一部を負担している場合、別居の子の学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等が対象となります。「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、「監護相当」及び「生計費の負担」の要件を満たしているか確認します。

◆支給月が隔月（偶数月）の年 6 回となります◆

現行では支給月を 10 月・2 月・6 月の年 3 回としているところ、隔月（偶数月）の年 6 回となります。

制度改正後の初回の支給は 令和 6 年 12 月支給分（令和 6 年 10・11 月分）となります。

◆次の事項に該当する場合、届出が必要です◆

- ・出生等により支給対象となる児童が増えたとき
- ・受給者が町外へ転出したとき
- ・児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- ・配偶者や児童の住所・名前が変わったとき
- ・離婚や婚姻により、一緒に児童を養育する配偶者の有無が変わったとき
- ・振込先口座を変更するとき（受給者名義のみ）
- ・18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子について学費や生活費等の負担がなくなったとき
- ・18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子について名前や住所等が変わったとき
- ・受給者が公務員になったとき など

◆現況届◆

毎年6月1日現在の状況を確認し、引き続き児童手当の支給要件に該当しているかを審査するための手続です。児童の養育状況が変わっていなければ、次に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

- ・児童と別居をして監護している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの学生以外の子が算定対象になっている方 など

◆問合せ先◆

神石高原町子育て応援課児童係：0847-89-3368